

平成31年 3月25日

## 第 122 回 遠野市農業委員会総会議事録

第122回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成31年3月13日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第3号  
会議年月日 平成31年3月25日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室  
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、  
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、  
9番 綱木秀治、10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、13番 鬼原壽一、  
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、  
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義  
欠席委員 12番 鈴木重徳

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹  
次長兼農業振興係長 菊池 今英  
副主幹兼農地係長 千葉 芳治

本日の案件 第122回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条  
による届出について  
報告第3号 農政専門委員会に付議した事項について  
議案第73号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申  
請に対する可否決定について  
議案第74号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に  
対する可否決定について  
議案第75号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあ  
っせん委員の指名について  
議案第76号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第77号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定につい  
て  
議案第78号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見  
決定について  
議案第79号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について  
議案第80号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
議案第81号 農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について  
  
議案第82号 平成31年度遠野市農業委員会事業計画（案）等につい  
て

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を5番、佐々木誠一委員にお願いします。</p>
		<p>〔「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略〕</p>
議	長	<p><b>【会議成立宣言】</b>  本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので第122回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、鈴木重徳委員からは欠席の届出がありこれを了承したので報告いたします。</p>
議	長	<p><b>【会長報告】</b>  続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。報告書をご覧くださいと思います。  2月26日から3月15日まで、平成31年3月遠野市議会定例会に参加してごさいます。  2月27日、遠野こがらせ農産、活力とうるおいにあふれた「むらづくり」賞受賞並びに法人設立5周年設立祝賀会に参加してごさいます。これには田中ナオ子委員さんも同席してごさいます。  3月14日、平成30年度一般社団法人岩手県農業会議定期総会に参加してごさいます。内容ですけれども、平成31年度の事業計画を示しております。  3月22日、平成30年度第45回花巻農協遠野地域野菜生産部会通常総会に参加してごさいます。なお、会長が変更になってごさいます。前は達曾部の福地孝市さんでごさいましたけれども、今度は綾織町の佐藤文勝さんが会長に就任してごさいます。  以上でごさいます。</p>
議	長	<p><b>【事務事業経過報告】</b>  続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局長		<p>それでは報告いたします。経過報告書をご覧ください。  2月27日、平成30年産遠野市葉たばこ生産改善共進会が開催されまして、会長職務代理者が出席しております。  2月28日、第2回遠野市地域農業マスタープラン上郷地区検討会が開催されております。  3月1日、宮守地区検討会。  3月4日、遠野地区検討会。  3月11日、農地法等申請締切日でした。  3月15日、農地転用等現地確認調査を実施してごさいます。  3月18日、平成30年度第2回農政専門委員会を開催しました。同日、達曾部地区検討会が行われました。  3月19日、鱒沢地区検討会。  3月20日、遠野市農業委員会だよりを発行してごさいます。  3月20日、第13回運営委員会を開催しております。  3月25日、本日ですけれども、総会。総会后、検討会を開催いたします。  3月27日、「2018年度遠野産ワイン」初飲会が開催されます。  3月26日以降の主な行事予定です。  4月1日、定期人事異動に伴う辞令交付式があります。  4月10日、農地法等申請締切日。  4月15日、農地転用等現地確認調査。  4月17日、平成31年度新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が盛岡市であります。30年度に出席できなかった方々がいらっしゃいますのでご案内を差し上げました。  4月23日、平成31年度第1回運営委員会。</p>

議 長	<p>4月25日、総会を開催します。総会后、第1回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催します。</p> <p>以上です。</p> <p>【報告事項】</p> <p>次に報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局にその内容を説明いたします。</p>
事 務 局 長	<p>1ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、であります。これにつきましては、農地または採草放牧地の解約です。合意成立した旨の内容であります。</p> <p>番号1番から番号4番まで、件数は4件。それぞれ貸人、借人共に何ら問題なく合意解約されたものであります。なお、番号1番につきましては解約後の土地の貸し借りについては決まっていますが、今後検討されるというものであります。番号2番3番4番につきましては関連議案がありますので、後ほどご審議いただきます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第2号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたします。</p>
事 務 局 長	<p>2ページをご覧ください。報告第2号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。こちらにつきましては件数が2件です。それぞれ盛り土をする内容であります。</p> <p>番号1番、田んぼが湿田であるということで、痩せ田だということで、それを解消するものであります。</p> <p>番号2番、耕作の利便性を良くするために盛り土をするものでありまして、盛り土する土は■■■■■から出た残土を利用するという内容であります。</p> <p>以上であります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p>
9 番 委 員	<p>盛り土の関係で少し分からないことがあります。こちらの方の田でも痩せ田とかあるのですけれども変更届は出さなければならないのでしょうか。</p>
事 務 局 長	<p>程度にもよると思いますが、形状変更なので著しく形が変わるような場合はした方がいいです。</p>
9 番 委 員	<p>形が変わらなければいいということですか。</p>
事 務 局 長	<p>形状変更なので、例えば田に盛り土をすとか田に道路みたいなのを作るとか、内容によると思います。</p>
9 番 委 員	<p>何か規定があるとか、何センチ以上とか。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>

議	長	<p>会議を再開します。その他、質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第3号、農政専門委員会に付議した事項について報告します。</p> <p>新体制2年目となる平成31年度の事業計画(案)等について、平成31年3月18日に開催した平成30年度第2回農政専門委員会で協議した結果について、佐々木誠一農政専門委員長から報告を受けましたので私の方から総会への報告をいたします。</p> <p>「平成31年度事業計画」(案)は新体制に移行して2年目の年間の事業計画を定めるもので、「農業委員会組織農地利用最適化推進活動」の実践を通して農業委員と農地利用最適化推進委員の連携方策を確立し、農業委員会業務を強化すること。また、国の新たな動きである「人・農地プラン」の実質化を実現するために、農業委員及び農地利用最適化推進委員の地域での話し合いへの参画を法令で明確化すること等、農地中間管理事業の5年目の見直しによる制度改正への対応には適宜取り組むことを事業計画の「基本方針」に加えております。</p> <p>なお、2月8日から全農家を対象に実施している「農家意向調査」の結果をまとめ、「人・農地プラン」の見直しや地域推進班の現場活動に活かしていくことも、平成31年度の重要な活動として取り組むこととしています。</p> <p>結果についてはただいま報告したとおりであります。専門委員会の中では活発な議論が交わされ、農家意向調査の結果は市への要望・意見として取りまとめていきたいこと。また、農家意向調査の中で小規模農家への対策も地域農業を守っていくために大切と実感し、市として早く手を打たなければならないことと農業委員会としても「危機感」として出しておくべきだ、との意見も出されたということです。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。農政専門委員会の皆様ご苦労様でした。農政専門委員長の方から何か一言あればどうぞ。</p>
5番委員		<p>農政専門委員会の皆さん、色々お手数でした。一応案が出たかなということで報告させていただきました。以上でございます。</p>
議	長	<p>はい、ご苦労様でした。</p> <p>次に議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族若しくは配偶者に関する案件は該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議	長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め議事録署名人に6番、佐々木恵美子委員、7番、新田佐悦委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
副主幹		<p>3ページです。第122回遠野市農業委員会総会提出議案総括表です。</p> <p>法第3条、今月計3件、13,024㎡。</p> <p>利用集積、今月計65件、340,189㎡。</p> <p>法第4条、なし。</p> <p>4ページです。</p> <p>法第5条、今月計1件、180㎡。</p> <p>適用外、今月計1件、440㎡。</p>



	●●地区担当委員お願いします。
6 番 委 員	6 番、佐々木です。3月15日に農業委員2名、推進委員3名、事務局で現地を確認してまいりました。先ほどの事務局の説明のとおりこれまでも譲受人が耕作していた現状があり、何ら問題ないと判断しました。よろしくお願いします。
議 長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第74号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	<b>【日程第4】</b> 次に日程第4、議案第75号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程いたします。事務局説明願います。
副 主 幹	7ページです。議案第75号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出がありましたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定によりあっせん委員の指名について意見を求めるものです。あっせん委員といたしましては千葉勝義委員、多田登委員の2名の上程です。あっせんの申出人及び物件につきましては記載のとおりとなっております。売渡しの申出がございまして、同要領に基づいてのあっせん委員につきましてご意見をお願いするものです。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第75号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	<b>【日程第5】</b> 続きまして日程第5、議案第76号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	8ページです。議案第76号、農用地利用集積計画の決定について説明します。遠野市長より遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。本議案に係る申請は65件で、新規が38件、更新が27件です。 番号1番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。 番号2番、更新です。 番号3番、新規で、契約期間1年の賃貸借権設定です。

番号4番、更新です。

9ページです。

番号5番、新規で、契約期間9年9か月の賃貸借権設定です。

番号6番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号7番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。

番号8番、更新です。

番号9番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

10ページです。

番号10番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号11番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号12番、13番、更新です。

番号14番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号15番、更新です。

11ページです。

番号16番、17番、更新です。

番号18番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号19番、20番、更新です。

番号21番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第77号、配分計画の1番と関連しています。

12ページです。

番号22番、23番、更新です。

番号24番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号25番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。

番号26番、27番、更新です。

番号28番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第77号、配分計画の2番と関連しています。

13ページです。

番号29番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号30番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号31番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号32番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号33番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号34番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

14ページです。

番号35番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第77号、配分計画の2番と関連しています。

番号36番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第77号、配分計画の2番と関連しています。

番号37番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第77号、配分計画の2番と関連しています。

番号38番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号39番、更新です。

番号40番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号41番、更新です。

15ページです。

番号42番から44番、更新です。

番号45番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号46番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。

番号47番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第77号、配分計画の3番と関連しています。

16ページです。

番号48番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第77号、配分計画の3番と関連しています。



		<p>番号 49 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定です。  番号 50 番、更新です。  番号 51 番、新規で、契約期間 5 年の貸借権設定です。  番号 52 番、新規で、契約期間 5 年の貸借権設定です。  番号 53 番、新規で、契約期間 10 年の貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第 77 号、配分計画の 4 番と関連しています。  17 ページです。  番号 54 番、新規で、契約期間 5 年の使用貸借権設定です。  番号 55 番、新規で、契約期間 5 年の使用貸借権設定です。  番号 56 番、新規で、契約期間 5 年の使用貸借権設定です。  番号 57 番、新規で、契約期間 5 年の貸借権設定です。  番号 58 番、更新です。  18 ページです。  番号 59 番、60 番、更新です。  番号 61 番、新規で、契約期間 1 年の貸借権設定です。  番号 62 番から 65 番、更新です。  申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号 54 番及び 55 番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号 64 番及び 65 番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。番号 54 番、55 番、64 番及び 65 番を除く 61 件について質疑ございませんか。</p>
10 番委員		<p>10 番、多田です。3 番の件ですが、放棄地で復興やっているのは理解していますが、契約が 1 年というのは、大体 3 年から 10 年でやっているのが多いですけれども、1 年というのは何か特段の理由があつてのことなのか、分かれば知りたいと思います。普通なら長い期間ではないのかと思えるのですが。</p>
事務局次長		<p>事情として、売却のために解約したけれども売り先から全部は要らないと言われて</p>

	もう一度見直ししている案件です。それで他の契約期間と終了日を合わせて今回申請があったものです。
9 番 委 員	9 番、綱木です。この案件は前に■■■■■さんが隣を買ったのですが、その続きで、本当は全部売りたいけれどもまだ要らないということで急遽 1 回見直ししましたが、おいおい■■■■■さんが買う形です。
議 長	10 番、了解ですか。
10 番 委 員	はい。
議 長	その他質疑ございませんか。
9 番 委 員	14 番の件ですけれども、10 a 当たり 15,000 円って、1 筆ではなく 10 a 当たりですか。その確認です。
事務局次長	10 a 当たりで 15,000 円となっております。
9 番 委 員	はい、分かりました。
議 長	その他質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。
	(休憩)
議 長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第 76 号は原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 76 号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。
	(休憩)
議 長	会議を再開いたします。
	【日程第 6】
議 長	続きまして日程第 6、議案第 77 号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	19 ページです。議案第 77 号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてご説明いたします。遠野市長より農用地利用配分計画案に係る協議がありましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、計画の作成について意見を求めるものです。本議案に係る申請は利用権設定が 4 件、●●町、●●町、●●町、●●町に係るものです。 番号 1 番、使用貸借権設定、契約期間 10 年です。 番号 2 番、使用貸借権設定、契約期間 10 年です。 番号 3 番、使用貸借権設定、契約期間 10 年です。 番号 4 番、賃貸借権設定、契約期間 10 年です。

		申請の内容につきましては議案書に記載のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 77 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第 7】 続きまして日程第 7、議案第 78 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副主幹		20 ページです。議案第 78 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。 番号 1 番、携帯電話無線基地局建設に係る車両乗り入れ、資材置き場、重機置き場等を目的とするその他施設用地として一時転用しようとするものです。申請地は農業振興地域内の農用地となっています。本案件は携帯電話不感地区解消のため基地局建設に係る資材置き場、重機置き場、通路等として利用するものであり、3 年以内の一時転用は例外的に許可できるものです。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確保しており、資金の確保は確実であると判断されます。 以上、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区担当委員お願いします。
6 番委員		6 番、佐々木です。3 月 15 日に農業委員 2 名、推進委員 3 名、事務局と現地を確認してまいりました。場所は●●町●●となっていますが現在、■■■■■■■■が計画、調整している●●町の●●寄りの場所になります。近くには■■■■■さんがございまして通路を挟んだ草地となっております。道路側の場所です。周辺地域にも何ら影響を与える場所ではないということを、問題ないと確認してまいりました。以上です。
議	長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 78 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 78 号は原案のとおり「可」と決しました。

議	長	【日程第 8】 続いて日程第 8、議案第 79 号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副主幹		21 ページです。議案第 79 号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてです。農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により提出された下記の農地転用事業計画変更申請について、意見の決定を求めるものです。 番号 1 番、事業計画変更内容につきましては従業員並びに事業用大型車両、大型トラックの駐車場整備のための盛り土材の土量が確保できなかったため、事業期間を平成 33 年 12 月まで延長しようとするものです。 以上、ご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 79 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 79 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第 9】 続いて日程第 9、議案第 80 号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副主幹		22 ページです。議案第 80 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。 番号 1 番、昭和 55 年頃から駐車場として利用し現在に至ってしまったものです。母から相続により取得した土地で、今回土地を譲り渡すために土地を調査したところ農地法の手続きが必要であったことを知ったとのことで、当時亡母が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。 以上、ご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区担当委員お願いします。
3 番委員		3 番、多田です。3 月 15 日 11 時から事務局 1 名、農業委員 1 名、推進委員 2 名で現地確認をしてきました。場所ですが、■■■■■■■■の向かい側になります。■■■■■■■■のあった所で、今は移動していますけれども、その下の所の道路を挟んで向かいに 1 筆、440 m <sup>2</sup> です。ずっと前から■■■の■■■■、■■■■の■■■■が少なくてそこをずっと使っていたという経緯がありまして、事務局の説明のとおりやむを得ないものと判断してまいりました。よろしくお願ひいたします。
議	長	はい、ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 80 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 80 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第 10】 続いて日程第 10、議案第 81 号、「農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副主幹		23 ページです。議案第 81 号、農地等の権利取得に必要な別段面積の設定についてです。農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、農地の権利取得に際して別段の面積を 10 a、並びに設定する区域を遠野市全域としようとするものです。農地の下限面積は、農林水産省の通知により、農業委員会総会で面積の設定または修正を毎年決行することが求められております。農地法第 3 条の許可要件の 1 つに許可後に経営する農地面積が 50 a 以上でなければ許可できないとされていますが、農地法施行規則第 17 条第 2 項及び農地法関係事務に係る守備基準では農業の経営体が不足し、農地の遊休化が深刻で、下限面積の弾力的な運用により農地の保全及び有効利用を図ることが必要と判断され、小規模面積での農地利用者が増加しても新規の営農等に支障を及ぼさないと判断される場合、地域の実情に応じて農業委員会が別段面積を定め公示した面積で許可できることになっています。遠野市農業委員会では農地パトロールを行い実情の把握に努めておりますが、農家の高齢化や後継者不足、所有者が市外在住のため管理不良などによる荒廃農地の増加が懸念されます。このことから小規模面積の就農を促進して農地の保全及び有効活用を図り市内の非農家の小規模な就農を容易にするため、引き続き農地の権利取得に際して別段面積を 10 a 並びに設定する区域を遠野市全域としようとするものです。なお、参考資料といたしまして平成 30 年 10 月 1 日現在の岩手県内市町村の別段面積の設定状況の資料を別資料として配布しておりますので参考までにご覧いただければと思います。ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 81 号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 81 号は原案のとおり「可」と決しました。10 分間休憩します。
		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。
議	長	【日程第 11】 日程第 11、議案第 82 号、「平成 31 年度遠野市農業委員会事業計画（案）等について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局長		議案第 82 号、平成 31 年度遠野市農業委員会事業計画（案）等について、であります。別紙のとおりとすることに承認を求めるものです。私の方からは、平成 31 年度遠野市農業委員会事業計画（案）の内容について説明をいたします。これにつきましては 3 月 18 日の農政専門委員会で承認していただきました。その後、3 月 20 日の運営委員会でお目通しいただきまして見直し等しています。網掛けの部分は平成 30 年度の

事業計画と比べて直した箇所です。二重線のところは農政専門委員会で指摘されて直した箇所です。実線のところは運営委員会で指摘されて直した箇所です。かいつまんで説明をさせていただきます。

1 ページです。

方針、基本方針です。当市農業委員会は改正農業委員会法の施行による新制度に平成 30 年 3 月 2 日移行し、本年度は 2 年目となっています。改正農業委員会法で必須業務となった農地等利用最適化の推進のため農業委員、農地利用最適化推進委員互いに協力して取り組んでいます。その下に国の動向を記載しました。農地中間管理事業の 5 年後の見直しを検討した結果を踏まえて、担い手への農地集積を一層加速するため人・農地プランの実質化を推進することと、その実現のため農業委員と推進委員の話し合いへの参画を法令で明確化することとしています。農地中間管理事業の法律が変わりまして農業委員、推進委員が人・農地プランの実質化に向けて地域でも話し合いをすること、といった内容になっております。制度の改正に伴う対応に適宜取り組んでいくこと、というものです。具体的には何をするのかははっきり決まっておられませんので適宜取り組んでいくこととしました。平成 30 年度に実施した農家意向調査の結果をまとめ、そのデータを地域推進班の活動等に活かしていくこととしました。市の農地利用集積率 65%、これは 5 年後の目標でしたけれども、平成 35 年 3 月、その目標のため取り組んでいくこととします。そのために農業委員会組織、農地利用最適化推進活動を実践し、農業委員と推進委員の連携を確立させ、農業委員会業務を強化する、と少し強めに見直しました。

2 ページです。

中段の(5)ですが、農地制度を適正かつ円滑に執行するためには現場で農地制度を運用する農業委員はもちろんのこと事務局職員の役割も重要なことから、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員の研鑽の機会を増やしスキルアップを図る、と直しました。昨年の計画では品質の向上となっております。それから上閉伊地方農業委員会連絡会、と新しい表記にしました。Ⅱの所掌事務執行計画ですけれども、(2)運営委員会に小委員会というのがありますが、今はありませんので削りました。

3 ページです。

(6) 地域推進班会議ですが、現地活動とか現場活動とか言っていました、参考書を見ると現場活動となっていましたので現場と直しました。(7) 農地利用最適化推進検討会、(仮称) がありました、それは削除しました。(8) 農地利用最適化推進委員の各専門委員会への参画及び農地利用最適化推進専門委員会を必要の都度開催し活動を深める、としました。専門委員会というのは昨年度設置したのですけれども、そして委員長さん、副委員長さん、監事を決めましたが、その専門委員会は開催することはありませんでしたので、必要の都度開催し活動を深める、としました。3 番目の実態調査等ですが、非農地証明というやり方がありましたのでそれを改めました。農地を守り活かすため、違反転用及び耕作放棄について日常の監視活動により状況等を把握し適正な指導を行う。また、A 判定農地の所有者には利用意向調査を実施し、耕作再開の意思がないことを確認した上で非農地判断を行う。

4 ページです。

(5) 農業体質改善推進事業、これらの内容を今までやってきておりますけれどもその案をつくっております。

5 ページです。

Ⅲの運營業務の推進方策の 2、全国農業新聞の普及拡大、農業委員 1 人 1 部拡大を目標に 8 月及び 12 月に普及月間として購読拡大に取り組む、としました。その下に、また農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員、全員登録することを目指す、と表しました。これについては県の方から言われていますので、農業委員会に関わる人たちは入っていただきたいということで追加しました。取り組むとすればいいのですけれども、ちょっと強いので目指すという表記にしました。その下に、農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードですが、これについては毎月提出をお願いすることです。

6 ページです。

31 年度の遠野市農業委員会の予算です。歳入歳出それぞれ前年度と比較しまして 90

万円少なくなっています。比較になっておりますけれども補助金関係は少なくなっています。ただしこの後、農地利用最適化交付金が今年は324万になっておりますので、そこは増えています。下線を引いて表しましたけれども承認をいただければ、下線なしとします。

よろしく申し上げます。続きまして、次長が説明します。

事務局次長

事業計画(案)等の、等の部分になりますけれども、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成31年度の活動計画、資料は2つになっております。関連で参考資料として新規参入者の一覧表をご覧いただきたいと思っております。

最初に平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価をご覧いただきたいと思っております。

1、農業委員会の状況、平成30年3月31日現在ということで概要を記載してございます。耕地面積、経営耕地面積、遊休農地面積と記載してございます。遊休農地面積は田が4ha、畑が1.2ha、合計で5.2haです。耕地面積は田と畑と合わせて7,100ha、農地台帳面積は6,980haです。農家数とか農業就農者数はセンサスから記載しております。認定農業者の部分ですけれども、この表は農林課の資料から記載となっております。その下の農業委員会の体制は新体制になってのものです。

ページをめくっていただいて2番、担い手への農地の利用集積・集約化ということで、現状。平成30年の3月現在で管内の農地面積が7,100ha、これまでの集積面積が2,820ha、集積率が39.7%となっております。39.7の中身は農地法3条、基盤法、中間管理権、作業受委託の集積率となっております。平成30年度の目標及び実績ということで集積面積が200haに対して実績が170ha、これは毎月の総会の基盤法での案件から解約を差し引いた数値となっております。達成状況は85%です。それから目標の達成に向けた活動目標及び評価ということで下に記載されております。目標に対する評価の部分では、遠野市農業委員会での農地等利用の最適化推進に関する指針を昨年掲げておりますけれども、平成35年の目標が集積率65%としているため年間200から250ha必要となりますが、中山間地域が多く達成は厳しい状況にあると思われまます。これには現状を書き入れるようにと農政専門委員会でのお話がありましたので。

次のページですが、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、新規参入の状況になります。27年度が4経営体、28年度が3経営体、29年度が7経営体。このデータは畜産園芸課からのデータになります。農業委員会としては市と連携して新規参入に関係しているということになります。課題としましては、新規参入者は園芸が多くなっている、ニーズに対応するためには農地関連法令・制度等の専門知識が必要となってくる、市と推進班との連携をさらに密にしていく必要があるということです。平成30年度の目標と実績ですが、参入目標が13経営体、参入実績が2経営体で15.0%でした。3番、4番に目標の達成に向けた活動と活動の評価とありますけれども、新規就農の促進への相談対応と支援になりますけれども市と連携していくということが書いてあります。

次のページに入ります。遊休農地に関する措置です。現状は平成30年12月で管内の農地面積に対して遊休農地の面積割合0.07%。平成30年度の目標及び実績ですけれども、目標が3ha、解消実勢が1.3haで達成状況は43.3%となっております。次の3番目には2の目標達成に向けた活動ということで農地パトロールに関する内容を記載しております。活動実績の中で、その他の部分ですけれども、30年度においては6月から7月にかけて各地区の農地の現地確認、農地利用状況調査を記載しております。

次のページは違反転用への適正な対応。違反転用面積、0haと記載しております。活動計画と活動実績は農地パトロールの強化月間の継続、農業委員会だよりでの呼びかけ、来年度以降も継続するといったことが記載されております。

それから、次のページは農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、農地法第3条に基づく許可事務は1年間の処理件数が97件、農地転用に関する事務は65件となっております。農地所有適格法人からの報告への対応ということで、14法人ありますけれども3法人が●●●、●●●、●●●という状況にありますので11法人。新規の法人については報告書が次からになりますので、報告書の提出が11

	<p>法人となります。それから情報の提供等ということで賃借料情報 228 件、平成 31 年 3 月公表で、228 件からデータをまとめまして農業委員会だより、ホームページに掲載しております。農地の権利移動等の状況把握で調査対象 2, 128 件、平成 31 年 3 月で取りまとめています。</p> <p>8 ページに地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容ですが、これに該当するものはありませんでしたので空白となっております。</p> <p>それから平成 31 年度の活動計画についてですけれども、センサスからの部分は先ほどの数値と同じになっております。体制についても新体制となっております。</p> <p>担い手への農地の利用集積・集約化というところですが、先ほどと同じく 39.7%と記載しております。最新のものはまだ、6 月頃になります。集積目標は 3, 600 h a で新規 200 h a と記載しておりますけれども、30 年 3 月の指針によって 3 年後の目標値がありますので、ここにはその目標値を記載しました。活動計画として、地域農業マスタープランの地域の中心となる経営体へ農地中間管理機構が行う農地の貸し借りの業務を市と農業委員会が連携して農家訪問を実施するなど、面的集積へつなげる効率的な配分計画作成に参画する。また、地域推進班による意向調査の結果を活かしマスタープランの見直しや具体的な農地の貸し借りなど、集積に向けて取り組んでいくという内容にしております。</p> <p>新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、2 番の部分ですが、平成 31 年度の目標、参入目標数は 13 経営体としております。</p> <p>次のページで、遊休農地に関する措置。31 年度の遊休農地の解消目標は再生協で正式決定されますが、前年度と同じく 3 h a。これに向けまして農地パトロール等の活動計画、これも前回と同様となります。</p> <p>違反転用への適正な対応。今は 0 h a ですが、農業委員会だより等により転用手続きの周知を図るとともに違反転用の防止を呼び掛ける、7 月から 8 月に実施する農地パトロール強化月間を継続する、という内容です。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
事務局次長	すみません。1 枚物は参考資料になっております。新規参入で、その内訳を資料として配っております。農政専門委員会で内訳の状況を資料にした方がいいとのアドバイスをいただきまして。
議 長	質疑等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結します。お諮りいたします。議案第 82 号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 82 号は原案のとおり「可」と決しました。それでは、先ほど 9 番、綱木委員から質問ございました件に関して事務局、回答お願いします。
副 主 幹	先ほどの現状変更届出に関する、何cm以上で届出が必要かという件ですが、先ほど遠野市の取扱要綱におきましては、「平地といたしまして現状変更とは土地の形質、または農地の現状変更」ということで、特に何cm以上ということでは届出が必要ということではなくて、あくまでも現状変更の時には届出が必要だということになっています。
9 番 委 員	はい、分かりました。



議 長	【その他】 それでは、その他でございます。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
10 番 委 員	大変申し訳ないのですけれども、農業委員の他に最適化推進委員が今回増えていまして、あっせん委員について、最適化推進委員さんがあっせん委員になるなんていうことはできるのかどうか、お聞きしたいのですが。
副 主 幹	現在の遠野市のあっせん委員につきましては農業委員2名と決められていますので、現在の要綱上は委員2名となっています。
10 番 委 員	地域に1名しか農業委員がいない場合は。
議 長	先ほどあっせん委員の指名の時に事務局が言ったように、農業委員2名ということなので。例えば綾織、達曾部、宮守、鱒沢が1人ずつなので、その場合は近隣の農業委員があっせん委員に入るということになります。綾織の場合は多分、多田さんが入るのではないかと思います。推進委員があっせん委員になることはないです。
10 番 委 員	はい、分かりました。
議 長	その他、委員の皆様から。
14 番 委 員	14番、田中です。昨年度遊休農地解消で取り組んでいただいたエゴマ栽培の件ですけれども、皆さんに手伝っていただきましてありがとうございます。29年度は60本の生産が上がりましたけれども、30年度の分として93本のエゴマを搾油することができまして、ただいま風の丘等で販売をしております。経費等いろいろ、事務局と女性農業委員で精算をしております、今年もやるかやらないかについては未定です。地域の人たちも田でエゴマが作れるということで良いことをやっているなど興味を持っていただいているので、遊休農地解消に何かしら影響しているのではないかと喜んでおります。ありがとうございました。
議 長	その他、皆さんからは。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは私の方からですけれども、今回の人事異動で千葉副主幹が議会事務局の次長ということで、大変長い間お疲れさまでした。それで農地係長に商工観光課の多田さんという女性の方が就きます。それが4月1日の段階で辞令が出ます。 それでは事務局、その他。
事 務 局 長	細かい話で恐縮です。今日は特に違和感なかったと思いますが、総会の議案の説明が今までは「で、ございます」と言っていましたが、「です」と簡単にしましたので。以上です。
議 長	実は現地確認調査報告の関係なのですが、今まで農業委員が報告していましたけれども、今度から推進委員に報告してもらうことになります。推進委員は多い所で3名、少ない所で2名ですが、交互に出してもらうとか、その地区を担当する人が報告するのではなくて順番制にして報告してもらう形で、この間の運営委員会の時に推進委員の委員長、副委員長、幹事の4人の方々が見えられて協議しました。推進委員の方から現地確認調査報告をしていただくことになりましたので報告させていただきます。 それに関して、何かございませんか。
10 番 委 員	農業委員の仕事は、総会で発言して議決するのが基本なわけですよ。農業委員が欠席したときに限り推進委員に出ることを要請して参加することができるって

	るわけですがけれども。
議長	あの、ですね。
10 番 委員	事務局が説明するとか、農業委員が欠席した場合は事務局が説明するか、要請して出てもらって発言してもらおうと。総会の流れというのできっちり仕事の流れができていますが、結局農業委員は自分がやるべき仕事を推進委員に押し付ける形で自分の仕事を放棄して推進委員にやらせるということになりませんか。先ほども農業委員が2人であっせん委員と決まっているので。総会で発言する権利は農業委員の権利ではないですか。
議長	推進委員の場合は、先ほども言ったように現地確認調査結果の報告だけです。議事には参加できません。
10 番 委員	総会に参加できるのは農業委員のみ、と書いてあります。農業委員が出ている中で最適化推進委員も出てくるとなると費用弁償とか必要になってくるということは。そういった予算の関係とか、無駄な予算というか、いるのにやってもらうという無駄な予算ではないですか。
議長	無駄ではないです。あくまで推進委員は現場主義なのですけれども、現場主義というのはその場所を知っているということですよ。例えばここを転用するとか、ここはちょっと荒れているとか、そういう現場を見ていただくのだけれども、あくまでもここに来て話をさせていただくのはその報告だけであって、議事には参加できませんので。例えば農業委員が19人ですけれども、推進委員も並んでいただいて該当する方のみ報告してもらうというふうになります。
10 番 委員	今まで見てみると、それだけを発言するために後ろにずっといなくてはいけない、時間を取らせて。ですから私もしも最適化推進委員で報告をとられた時に現地確認のためにだけその日出なくてはいけなくなるというのは断るかもしれないです。ただ運営委員会でそう決めたというのなら、もう決まったことですから。
議長	運営委員会ではなくて、推進委員の委員長、副委員長、幹事の方々と話したのを今、話しているわけです。
10 番 委員	前は経験をしてもらうために、というようなことを言っていたと思いますけれども、農業委員をやっている場合は経験済みなわけで、最適化推進委員さんがやりたいと言ったらそれは構いませんという形の方がいいような気がしますけれども。
議長	今回は総会ですので、まず農業委員に示して、これからの検討会で説明をするという形になりますので。
10 番 委員	決定というわけではなくてそういうふうにしたいということで推進委員に諮るといことですか。
議長	諮るといより報告です。もうやってもらうということですか。
10 番 委員	もうやってもらうということですか。決定ですか。
事務局 長	協議事項です。今日の最適化推進検討会の資料を、ちょっとご覧になってください。申し訳ありませんでした。今日のその他の部分で今のところをやるべきだったんだと思います。報告事項というよりは、推進検討会の協議事項としておりました。検討会に諮る前に、運営委員会でこう決めただけけれどもいかがでしょうか、というのが協議でした。

10 番 委 員	決定したと言ってそれを押し付けるのは。
事 務 局 長	運営委員会で決定して、そういうふうに臨むということになっておりました。その運営委員会の中では、最適化推進委員の委員長、副委員長、監事2名いらっしやいまして、その中で決めたことでした。ですから、順番からすると協議をして、検討会の方でも協議という形になります。
議 長	運営委員会ではなくて、総会でという話にしないと。
事 務 局 長	運営委員会でそういう案に決まって、今日の総会でその部分も皆さんにお諮りしてもらった方が、協議として。
18 番 委 員	本当はこの間運営委員会で話をした、これこれのためにというきちんとした考え方を委員皆に示した上で今の話をしないと理解不十分になってしまいますと。今局長が話をしたのは資料が皆手元にあって、ああ、そういう意味合いで推進委員の人たちも出るのだなということを理解してほしいということです。
議 長	運営委員会、農業委員会と言いますけれども、運営委員会でもさまざまな意見が出たんです。やっぱり現場を知っている推進委員から報告してもらったほうがいいのではないかとということで、本当は今日の協議に入れば良かったのですけれども、あくまでも総会の席上で皆さんに諮って決めるということです。
事 務 局 長	そのために、検討会でも資料を用意しておりました。それを今皆さんにお配りします。それから協議していただきたいと思います。休憩お願いします。
議 長	10分休憩します。  (休憩)
議 長	それでは会議を再開します。大変失礼しました。その他の協議事項ということで、これから事務局から説明をよろしくお願いします。
事 務 局 次 長	失礼しました。それではその他の協議事項ということでお配りしました、この後の検討会での資料ではありますが、この内容につきましてご協議いただきたいと思えます。協議内容が農地利用最適化推進委員の総会出席（農地転用等確認調査の報告について）です。 提案、平成31年度4月総会から農地転用等確認調査の報告を農地利用最適化推進委員にお願いするものとします。狙いは農地利用最適化推進委員の任務、農地利用最適化の現場活動とありますけれども、現場重視の観点から現地確認調査の結果を総会において報告していただくことも任務の範囲ということで報告していただくものです。さらに、農業委員会活動への理解を深め、相互の連携強化により今後の農業委員会活動にその効果を期待するという内容です。報告の出席等具体的な内容については、現地確認調査の報告は農地利用最適化推進委員が行うこととします。総会には現地確認調査を行った地域から1名が出席するものとします。農地利用最適化推進委員の出席の順番は各地域で順番制とします。総会に出席した農地利用最適化推進委員には費用弁償を支給します。という内容です。 それから総会会場に推進委員が出席するというので、とびあ庁舎の大会議室を想定した案として描いておりますけれども、農業委員さん19名、推進委員さん各地区1名ですので最大11名ということで、この図のようなイメージになるかということで提案しています。 以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
10 番 委 員	これが案ということだと思えるのですが、農業委員がいないから出てくださいということではなくて、農業委員がいたとしても出てもらうというふうに義務付けるような形になるのですか。本来なら農業委員がやるべきことだったのですが、それを最適化委員にやらせるということは、一緒に出ている農業委員は発言しないで最適化委員が発言することになるので、もしも最適化委員の中でそれだけのために行くのは嫌だという人がいた場合は農業委員がやってもいいのか、それとも義務化のように最適化委員がやらなくてはいけないという意味なのか、ということなのでしょうか。
18 番 委 員	今の多田さんのお話ですけれども、それは3項目の(1)のとおりだと考えればいいのではないですか。
10 番 委 員	3の(3)。
18 番 委 員	3の(1)。推進委員が行う、と。のっぴきならない事情があれば別でしょうけれどもやりたくない、やりたくないという次元の話ではないですよ。そういうふうにとらえられるのではないのでしょうか。
10 番 委 員	そこを徹底すれば、案件に関しては推進委員がやるということだと理解すればいいと思います。ということであれば今まで私たちが農業委員の仕事として説明されてきた部分がありまして、その文言を変更していただきたいと思うのですが。文言の中では、農業委員が1名の地区にあって欠席となった場合は農地利用最適化推進委員に出席を求め、または事務局職員において報告するものとなります、と書いております。さらには、総会は農業委員のみの出席となります。農地利用最適化推進委員の出席については出席要請があった場合のみです、となっておりますので、その文言を変更してください。
事 務 局 長	今の文章ですが、何の文章なのか見ていないので分からないのですけれども。
議 長	最初に渡された市からの。
事 務 局 長	最初に渡されたものにそのように書いてあるのであれば直さなければなりません。
議 長	その文言の変更に関しては検討会終了後に文言変更について考えたいと思います。合った形に変更していくと持って行きたいと思います。
5 番 委 員	多田さんの言っていることも分かります。改正農業委員会法が新しくできまして、前局長と私が入って説明して回りました。その時に農家組合長から言われたことは、農業委員と推進委員の仕事の区分けはどう違うのですかと。やはり皆知らないのですが。そこで説明したのが推進委員は現場の業務が主で、要請によって総会に出てきて現場の報告をするという話をして人選に入ったわけです。だから農業委員との違いはそのあたりだと各支部で説明しました。多田さんの言われていることもごもっともです。だから例えば農業委員が1名しかいないのに欠席になったという場合に推進委員が総会に出てきて説明する。先ほどの事務局のような話であれば、国が基本的に表している表が4つぐらいあって推進委員を減らして農業委員を増やす、そういう表もあります。国が出している表の中にちゃんとあるのです。農地面積いくらに対して農業委員が何名とか、推進委員が何名とか。その辺は根幹の話になってくるから、私が言うのもなんですが、規則に基づいた仕事ではないのかなと思ったので、基本中の基本ですので、改正農業委員会法が出たときに各支部に行って説明したのは推進委員の仕事はこれ、農業委員の仕事はこれ、だからこの地区からこの人という話になりました。

		ので。多田さんの話は分かります。当初はそういう説明でしたから。
議	長	佐々木委員の言っている結論は何ですか。
5 番 委 員		結論は、推進委員の仕事はあくまでも現場だというのは皆さん分かっていますよね。それで総会に農業委員が出て来られないときに推進委員が代理で来て発言をするという説明を各支部にしているのです、それを今整理したつもりです。
議	長	そうすると農業委員が欠席の場合は推進委員が来て報告するということですね。
5 番 委 員		そういうことです。
議	長	その他、皆さんからは。
5 番 委 員		推進委員の中にもそういう人がたくさんいます。そう説明をして回ったので。
議	長	先ほど多田さんからお話のあったそういう文言に関しては改正していくという方向で進めます。これからの検討会に関しては、この方向で協議してもらおうという形にしたいと思います。
10 番 委 員		協議自体を提出することは構わないということですか。あとは最適化推進委員さんたちが何と言うか、ということで決まっていくもので、案自体に反対しているということではなくて、一応こういう案を出すということを皆で協議した上で推進委員さんに出すのが筋なのかなという意味で言ったというのがありますので、出す分には私としては別に反対しているわけではないです。
議	長	その他、皆さんからは。
3 番 委 員		いろいろ異議もあるでしょうし、やはり推進委員は現場主義ということでそれを総会で報告する義務も発生してくるのではないかという考え方も発生してくると思いますので、やっぱりこういう提案をして皆様方に聞いていただきたいとは思いますが。
議	長	はい、それでは、質疑を閉じたいと思います。この案件について、総会の席上で諮って提案したということでよろしいですか。
		[「はい」と呼ぶ者あり]
議	長	それでは、この内容をこの後の農地利用最適化推進検討会で提案し、協議していただきます。
議	長	<b>【閉会】</b> それでは、以上をもちまして第 122 回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。
		午後 3 時 45 分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成31年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 6 番 \_\_\_\_\_

同 7 番 \_\_\_\_\_

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 \_\_\_\_\_